

島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、島根県内における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取り組みを推進するため、再生可能エネルギーを利用した発電又は熱供給事業等を計画する事業者が実施する事業可能性調査（以下「事業可能性調査」という。）に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、再生可能エネルギー事業化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者は、県内市町村並びに県内で発電又は熱供給事業等を計画する法人及びその他の団体（個人事業者を除く。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げる事業（既設発電所の出力増を含む。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業可能性調査に要する経費であって、次に掲げるとおりとし、その内容は別表2に定めるとおりとする。

- (1) 機器・設備費
- (2) 設計費
- (3) 調査費
- (4) 測量及び試験費
- (5) 委託費
- (6) その他協議により知事が必要と認める経費

(補助率及び交付限度額)

第5条 補助金の補助率は、2分の1以内とする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付額は5,000千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金

額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 7 条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

（交付の条件）

第 8 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- （1）補助対象経費の配分を変更するとき（補助対象経費に配分された額のいずれか低い額の 20 パーセント以内の範囲で変更する場合を除く。）は、知事の承認を受けるべきこと。
- （2）補助事業の内容の変更をするとき（補助事業の目的に関係しない軽微な変更をする場合を除く。）は、知事の承認を受けるべきこと。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けるべきこと。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第 2 号による報告書を速やかに知事に提出してその指示を受けるべきこと。

（申請の取り下げ）

第 9 条 第 7 条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）であって、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする者は、第 7 条の規定による通知があった日から 15 日以内に、様式第 3 号による届出書を知事に提出しなければならない。

（決定内容の変更）

第 10 条 第 8 条第 1 号から第 3 号までの規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第 4 号による申請書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 5 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、消費税額等仕入控除税額が明らかな場合

には、これを減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書提出後に消費税及び地方消費税の申告により消費税額等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告するとともに、知事の返還命令を受けて、消費税額等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(帳簿等の保管)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業化の計画（事業開始までの明確な工程表）がある下記の事業

1	太陽光発電事業	
2	水力発電事業	・出力1,000kW以下
3	地熱発電事業	・バイナリーサイクル発電方式に限る
4	地熱・地中熱利用事業	
5	バイオマス発電（注）事業	
6	バイオマス熱利用（注）事業	
7	風力発電事業	
8	コージェネレーション	
9	太陽熱利用事業	
10	水素エネルギー事業	

（注）動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される製品を除く。）

別表2（第4条関係）

補助対象経費	
費目	内容
機器・設備費	機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
設計費	概略設計等に要する経費
調査費	事業を実施する上で必要な調査費
測量及び試験費	設備導入に必要な測量及び試験費
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
その他の経費	その他事業化支援事業の実施に必要と認められる経費 人件費（補助対象事業を専属で行うものを期間限定で雇用する場合に限る。）、旅費、文献等調査費、外注費、事業に必要な最低限の事務雑費等、協議により知事が必要と認めるものに限る。（事務用品等の通常使用する備品、消耗品は不可）

※機械装置購入費、用地取得費及び用地賃借料は対象外

様式第1号 (第6条関係)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付申請書

島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり再生可能エネルギー事業化支援事業補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要する費用 金 円
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金を受けようとする額 金 円
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

(添付資料) 事業計画書 (別紙1)
収支予算書 (別紙2)
支出内容の積算根拠資料 (見積書等)
事業開始までの工程表 (任意様式で可)

事業計画書

事業名	
対象事業の別	<input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 水力発電 <input type="checkbox"/> 地熱発電 <input type="checkbox"/> 地熱・地中熱利用 <input type="checkbox"/> バイオマス発電 <input type="checkbox"/> バイオマス熱利用 <input type="checkbox"/> 風力発電 <input type="checkbox"/> コージェネレーション <input type="checkbox"/> 太陽熱利用 <input type="checkbox"/> 水素エネルギー
実施場所又は設備設置場所	
事業目的	
事業内容	
事業工程 (主な工程・内容等)	
事業実施体制	
補助事業完了後の取組予定 (発電までのスケジュール等)	※発電開始予定： 年 月

※別紙に記載可。必要に応じて参考資料を添付。

[連絡先]

所属・職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

収支予算書

1 収入の部

	金額	備考
自己資金	(円)	
借入金		
補助金		
その他		
合計		

※当該補助金以外の補助金がある場合は、補助制度の名称及び実施主体等を備考欄に記載すること。

※補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

2 支出の部

費目	補助事業に要する経費				補助金 所要額
	事業費	補助事業に要する経費			
		補助対象経費	対象外経費	積算内訳	
	(円)	(円)	(円)		(円)
合計					

※補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

※積算根拠資料を添付すること。

様式第2号（第8条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー事業化支援事業補助金遅延等報告書

年 月 日付け地第 号をもって交付決定のあった上記事業の遅延等について、島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遅延等の理由

2 補助事業の開始及び完了予定年月日

(変更前) 年 月 日～ 年 月 日

(変更後) 年 月 日～ 年 月 日

3 事業工程 別紙のとおり（変更前と変更後がわかるように記載すること。）

様式第3号 (第9条関係)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け地第 号をもって交付決定のあった上記事業の交付申請を取り下げることにしたので、島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 取下げの理由

様式第4号（第10条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー事業化支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け地第 号をもって交付決定のあった上記事業について、変更（中止・廃止）することとしたので、島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
(変更前)
(変更後)
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）後の事業計画書（別紙1）
- 4 変更（中止・廃止）後の収支予算書（別紙2）

事業計画書 (変更後)

事業名	
対象事業の別	<input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 水力発電 <input type="checkbox"/> 地熱発電 <input type="checkbox"/> 地熱・地中熱利用 <input type="checkbox"/> バイオマス発電 <input type="checkbox"/> バイオマス熱利用 <input type="checkbox"/> 風力発電 <input type="checkbox"/> コージェネレーション <input type="checkbox"/> 太陽熱利用 <input type="checkbox"/> 水素エネルギー
実施場所又は 設備設置場所	
事業目的	(変更後)
事業内容	(変更後)
事業期間	変更後の補助対象事業期間 年 月～ 年 月まで
事業工程 (主な工程・ 内容等)	(変更後)
事業実施体制	(変更後)
補助事業完了 後の取組予定 (発電までのス ケジュール等)	(※変更後の発電開始予定 年 月)

※別紙に記載可。必要に応じて参考資料を添付。

[連絡先]

所属・職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

収支予算書 (変更後)

1 収入の部

	金額	備考
自己資金	(円)	
借入金		
補助金		
その他		
合計		

※当該補助金以外の補助金がある場合は、補助制度の名称及び実施主体等を備考欄に記載すること。

2 支出の部

費目	補助事業に要する経費				補助金 所要額
	事業費				
		補助対象経費	対象外経費	積算内訳	
	(円)	(円)	(円)		(円)
合計					

※積算根拠資料を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー事業化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け地第 号をもって交付決定のあった上記事業について、島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業に要した費用 金 円
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金を受けようとする額 金 円
- 5 補助事業の開始及び完了年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

(添付書類) 事業実績報告書 (別紙1)
収支決算書 (別紙2)
支出内容の証拠書類

事業実績報告書

事業名	
対象事業の別	<input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 水力発電 <input type="checkbox"/> 地熱発電 <input type="checkbox"/> 地熱・地中熱利用 <input type="checkbox"/> バイオマス発電 <input type="checkbox"/> バイオマス熱利用 <input type="checkbox"/> 風力発電 <input type="checkbox"/> コージェネレーション <input type="checkbox"/> 太陽熱利用 <input type="checkbox"/> 水素エネルギー
実施場所又は 設備設置場所	
事業内容	
事業成果	
補助事業完了 後の取組予定 (発電までのス ケジュール等)	

※別紙に記載可。必要に応じて参考資料を添付。

[連絡先]

所属・職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

収支決算書

1 収入の部

	金額	備考
自己資金	(円)	
借入金		
補助金		
その他		
合計		

※当該補助金以外の補助金がある場合は、補助制度の名称及び実施主体等を備考欄に記載すること。

2 支出の部

費目	補助事業に要する経費				補助金 所要額
	事業費				
		補助対象経費	対象外経費	積算内訳	
	(円)	(円)	(円)		(円)
合計					

※証拠書類を添付すること。

様式第6号（第11条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー事業化支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け地第 号をもって交付決定のあった上記事業について、島根県再生可能エネルギー事業化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金確定額	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (A)	円
消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (B)	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円

※積算資料を添付すること。